

四半期報告書

(第41期第1四半期)

富士ソフト株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【株価の推移】	25
3 【役員の状況】	25
第5 【経理の状況】	26
1 【四半期連結財務諸表】	27
2 【その他】	38
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	39

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日

【四半期会計期間】 第41期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 富士ソフト株式会社

【英訳名】 FUJI SOFT INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白石 晴久

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

【電話番号】 045-650-8811(代表)

【事務連絡者氏名】 企画部 経財室長 内藤 達也

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

【電話番号】 045-650-8811(代表)

【事務連絡者氏名】 企画部 経財室長 内藤 達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 前第1四半期連結累計 (会計)期間	第41期 当第1四半期連結累計 (会計)期間	第40期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (千円)	35,958,641	32,775,504	141,682,899
経常利益 (千円)	40,169	83,430	3,592,921
四半期(当期)純利益 (千円)	59,408	488,642	3,710,405
純資産額 (千円)	78,861,973	82,994,617	83,297,655
総資産額 (千円)	174,735,084	165,455,173	168,850,827
1株当たり純資産額 (円)	2,156.49	2,264.87	2,267.85
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1.86	15.32	116.37
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	39.4	43.6	42.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,474,280	3,725,706	7,985,468
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	94,783	△1,637,898	△5,687,449
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,678,132	△2,074,103	△10,987,573
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	25,369,632	16,790,738	16,687,266
従業員数 (名)	11,807	11,877	11,759

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第40期第1四半期連結累計(会計)期間、第41期第1四半期連結累計(会計)期間及び第40期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	11,877	(1,696)
---------	--------	---------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員には、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	6,152
---------	-------

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
S I 事業	23,184,546	—
ファシリティ事業	255,702	—
その他	1,987,767	—
合計	25,428,016	—

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 金額は、製造原価により算出しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
S I 事業	27,827,528	—	34,037,119	—
ファシリティ事業	632,804	—	85,501	—
その他	2,030,382	—	991,864	—
合計	30,490,715	—	35,114,485	—

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
S I 事業	30,202,233	—
ファシリティ事業	550,828	—
その他	2,022,443	—
合計	32,775,504	—

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10に満たないため、記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境において依然として厳しい状況が続いているものの、海外経済の回復を背景とした輸出、生産の増加やコスト削減効果などにより企業収益は改善しつつあり、設備投資にも持ち直しの傾向が見られる等、緩やかながら回復基調で推移いたしました。

当業界におきましても、企業のIT投資抑制傾向は緩和しつつあり、一部では受注環境に回復の兆しが見えるものの、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

このような情勢下、当社グループは、「強みを生かした市場創造！ 存在感あるユニークな企業グループへ」を中期基本方針に掲げ、「骨太の戦略～五つの柱～」（受託ビジネス基盤の強化・プライム化の推進・プロダクト化の推進・グローバル化の推進・グループ力の強化）を展開してまいりました。また、4つの成長エンジン（流通クラウド・シンククライアント+SaaS・海外マーケット・ロボットテクノロジー）においては、新規ビジネス、新規プロダクトの創出に向け取り組んでまいりました。

事業活動につきましては、SaaS型サービスを提供するクラウドコンピューティング分野において、これまで、「Google Apps Premier Edition」及び「Google Apps スタートパック」の販売や、マイクロソフト株式会社との協業を強化するなどしてまいりましたが、その実績を活かし、会社情報を提供するWebサイト「みんなの会社情報」の開設や、クラウドコンピューティング活用の促進を目的としたセミナーを引き続き開催するなど、本事業の拡大に努めてまいりました。

平成22年5月には、多くのモバイルデバイスへの組込系ソフトウェア開発で培った技術力を活かし、モバイルメリットを最大限に活用することが可能な「モバイルシンククライアント」の販売を開始し、企業ニーズに合わせ最適な構成を提案してまいりました。また同時に、シンククライアント機能と高速モバイル通信機能を一体化させたUSBタイプのデータ端末「FSMobile for Thin Client」を開発し、販売を開始いたしました。

平成22年3月にアカデミック版の販売を開始した「ヒューマノイド・ロボット”PALRO（パルロ）」におきましては、平成22年6月に中国上海市で開催されております2010年上海国際博覧会に出展いたしました。

一方、グローバルビジネス推進に向けては、新興国、とりわけ中国を始めとしたアジア経済の成長に着目し、取引拡大を図ってまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は327億75百万円（前年同期比8.9%減）となりました。販売費及び一般管理費は72億80百万円（前年同期比6.3%減）となり、営業利益は66百万円（前年同期比1.6%増）、経常利益は83百万円（前年同期比107.7%増）となりました。

また、法人税等調整額もあり、四半期純利益は4億88百万円（前年同期比722.5%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① S I（システムインテグレーション）事業

S I事業につきましては、組込系における機械制御系、業務系における金融系及びオフィスサービス・データセンター等が、好調に推移したものの、組込系における通信制御系、業務系における流通業等が伸び悩んだ結果、売上高は302億2百万円となりました。

また、業務の効率化等による、経費削減を推進してまいりましたが、売上高の減少分を補うには至らず結果、営業損失93百万円となりました。

② ファシリティ事業

ファシリティ事業につきましては、当社及び一部の連結子会社が所有しているオフィスビルの賃貸収入により、売上高は5億50百万円となり、営業利益は1億95百万円となりました。

③ その他

その他につきましては、データエントリー事業及びコンタクトセンター事業、人材派遣業等の収入により売上高は20億22百万円となりましたが、データエントリー事業及びコンタクトセンター事業の利益率低下等により、営業損失は35百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

（総資産）

当第1四半期連結会計期間末における総資産は1,654億55百万円（前連結会計年度末差33億95百万円減）となりました。その内訳は、流動資産が529億56百万円（前連結会計年度末差23億49百万円減）、固定資産が1,124億96百万円（前連結会計年度末差10億48百万円減）であります。

流動資産の主な変動要因は、受取手形及び売掛金が246億89百万円（前連結会計年度末差25億25百万円減）となったこと等によるものであります。

固定資産の主な変動要因は、投資その他の資産のうち、投資有価証券が148億21百万円（前連結会計年度末差10億40百万円減）となったこと等によるものであります。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末における負債総額は824億60百万円（前連結会計年度末差30億92百万円減）となりました。その内訳は、流動負債が512億38百万円（前連結会計年度末差12億24百万円減）、固定負債が312億22百万円（前連結会計年度末差18億68百万円減）であります。

流動負債の主な変動要因は、買掛金が65億26百万円（前連結会計年度末差21億74百万円減）と、未払費用が72億89百万円（前連結会計年度末差14億34百万円増）となったこと等によるものであります。

固定負債の主な変動要因は、長期借入金が224億4百万円（前連結会計年度末差17億97百万円減）となったこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は829億94百万円（前連結会計年度末差3億3百万円減）となり、自己資本比率は前連結会計年度末の42.8%から43.6%になりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、167億90百万円であり、前連結会計年度末に比べ、1億3百万円の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、37億25百万円（前年同期差2億51百万円の収入増）となりました。

これは、税金等調整前四半期純利益55百万円、減価償却費16億73百万円（前年同期差1億85百万円増）、売上債権の減少額25億34百万円（前年同期差26億52百万円の収入減）、たな卸資産の減少額1億16百万円（前年同期差18億41百万円の支出減）及び未払消費税の減少額4億11百万円（前年同期差3億82百万円の支出減）等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、16億37百万円（前年同期差17億32百万円の支出増）となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出7億94百万円（前年同期差1億66百万円の支出増）及び有価証券及び投資有価証券の売却による収入2億75百万円（前年同期差13億16百万円の収入減）等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、20億74百万円（前年同期差16億4百万円の支出減）となりました。

これは、短期・長期借入れによる収入122億50百万円（前年同期差111億99百万円の収入減）及び短期・長期借入れの返済による支出135億66百万円（前年同期差129億10百万円の支出減）等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

(株式会社の支配に関する方針)

一 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、①組込系ソフトウェア開発事業をはじめとするITの技術開発力、②グループ各社の強みを活かした経営体制、③高い技術力を有する技術者と組織力などを十分に理解し、ステークホルダーであるお客さま、お取引先さま、株主のみならず、社員との信頼関係を維持し、彼らの期待に応じていきながら、中長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(1) 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、昭和45年（1970年）の創業以来培われてきた高度な技術力とノウハウを元に組込系、業務系システムの構築を軸とするソフトウェア開発事業、保守・運用を中心とするアウトソーシング事業を通じ、常にお客様の満足の獲得や地域社会の貢献に努めてまいりました。

また、当社グループの事業においては、お客さま、お取引先さま、株主のみならず、社員にとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、当社グループの企業価値は、コア事業であるソフトウェア開発関連事業を中心として、各事業の有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

(2) グループ基本理念

当社グループは、「もっと社会に役立つ もっとお客様に喜んでいただける もっと地球に優しい企業グループ そして「ゆとりとやりがい」」を基本方針として掲げ、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

(3) グループ基本方針

当社グループは、中期計画の基本方針として、「強みを生かした市場創造！ 存在感あるユニークな企業グループへ」を掲げ、更なる財務体質の改善と強化に取り組んでまいります。

(4) 利益還元の考え方

当社グループにおきましては、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部

留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

また、今後につきましても、この基本方針に基づき、長期にわたり安定した配当を継続していくことを目指しております。

2. 企業価値ひいては株主共同の利益向上の基盤となる仕組み—コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備しております。CSR推進委員会の設置や、尚一層の経営の透明性・客観性を確保するべく社外取締役を選任するなど、更なるガバナンス強化及びコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

当社は、引き続き、以上の諸施策を推進・実行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図って、更なる当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋げていく所存であります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記一に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランを導入することを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はそれらの提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。なお、買付者等には、本プランに係る手続を遵守いただき、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の

者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、原則として、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した企業経営等に関する専門的知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

独立委員会は、独立性の高い社外監査役／社外の有識者3名により構成されております。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社は、本プランに基づく手続が開始された場合、その旨をすみやかに開示します。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報等を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報等を追加的に提供して頂きます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験及びその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付者等及びそのグループと当社の主要取引先との間の、従前の取引関係及び競合関係
- ③ 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ④ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそ

のうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。)

- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び企業価値向上のための施策
- ⑦ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等が有する株式売却や議決権行使等に関する第三者との取り決め
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び追加的な本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。なお、かかる期間は、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は最長30日間の範囲内で当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長・再延長する場合にはその期間及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定めるいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当該決議の概要その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、買付者等が下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

(a) 下記に掲げるような、上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ② 独立委員会に本プランに定める独立委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ③ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買収し、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み相当程度に不十分又は不適当な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係又は当社の企業価値の源泉、ブランド価値もしくは企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去30日から180日の間で取締役会が別途定める期間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(1)②項に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払

込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間は、原則として独立委員会の勧告に基づき、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。
- ③ 当社は、以上に加え、独立委員会の勧告に基づき、具体的な本新株予約権の無償割当て決議に際して、相当性の観点から適切と考えられる場合には、①②以外の本新株予約権の取得に関する事項(非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項など)を定める場合があります。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの更hands続

本プランは、当社取締役会の決議により導入しておりますが、第38回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂き、有効期間を当該定時株主総会から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで有効を延長されております。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの当初の有効期間は、株主の皆様からご承認を頂いた定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の株主意思の確認が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プラン及び本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されるものとしま

す。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(5)「本プランの更新手続」の当該定時株主総会による承認の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(7) 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成22年8月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

3. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせず、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、本新株予約権の無償割当てが行われることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続

を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内にかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、独立委員会の勧告に基づく本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

四 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の

利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、上記三2(5)「本プランの更新手続」にて記載したとおり、株主の皆様のご意思を反映させるため、第38回定時株主総会においてご承認をいただいております。本プランは3年間有効とされております。

また、上記三2(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の株主意思の確認がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの消長には、当社株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記三2.(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、当初の独立委員会は、独立性の高い委員3名により構成されております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三2.(2)(d)「独立委員会の勧告」及び三2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記三2.(6)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であり、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド

型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当グループが支出した研究開発費の総額は1億93百万円でありま
す。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はあり
ません。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループといたしましては、中長期計画の実現に向けて各業種・業態におけるお客様の発掘、獲
得及びお客様企業との共存共栄によるグループ全体の売上・収益の拡大を図るとともに、エンドユーザ
向けの直接営業を強化してまいります。さらに、証券、流通、金融、保険、公共、公益の分野について
は、プロジェクト管理体制を導入すると共に、徹底した不採算案件の見直しを行い、さらなるサービス
向上とお客様の開拓を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,100,000
計	130,100,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,746,329	35,746,329	東京証券取引所(市場第一部)	権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数は100株 であります。
計	35,746,329	35,746,329	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会決議日（平成20年6月23日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,993（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成25年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,993 資本組入額 997
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社の、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）または従業員（当社就業規程第2条に定める社員）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ・新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ・その他の新株予約権の行使条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数に対してのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2 当社が当社株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社株式につき、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く。）を行う場合または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、別途取締役会において定めた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日である平成22年6月24日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日である平成25年6月23日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 再編対象会社による新株予約権の取得条項

以下の「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。

① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月30日	—	35,746,329	—	26,200,289	—	28,438,965

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 3,860,100	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 1,900		
完全議決権株式（その他）	普通株式 31,807,300	318,073	同上
単元未満株式	普通株式 77,029	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	35,746,329	—	—
総株主の議決権	—	318,073	—

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株（議決権2個）含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社日本ビジネスソフト所有の相互保有株式99株、当社保有の自己株式8株及び証券保管振替機構名義の株式が90株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士ソフト株式会社	神奈川県横浜市中区 桜木町一丁目1番地	3,860,100	—	3,860,100	10.8
(相互保有株式) 株式会社日本ビジネスソフト	長崎県佐世保市三川 内新町27番地1	1,900	—	1,900	0.0
計	—	3,862,000	—	3,862,000	10.8

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	1,732	1,841	1,658
最低(円)	1,534	1,504	1,464

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,844,507	16,741,043
受取手形及び売掛金	24,689,594	27,215,028
有価証券	308,885	315,471
商品	151,572	295,422
仕掛品	※2 2,592,089	※2 2,499,806
原材料及び貯蔵品	29,353	34,294
その他	8,366,491	8,269,551
貸倒引当金	△26,062	△64,543
流動資産合計	52,956,434	55,306,076
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	57,134,159	56,993,628
減価償却累計額	△16,739,922	△16,204,238
建物及び構築物（純額）	40,394,237	40,789,390
土地	30,415,744	30,415,744
建設仮勘定	677,990	1,394,693
その他	15,179,344	13,746,414
減価償却累計額	△8,336,916	△7,970,293
その他（純額）	6,842,427	5,776,121
有形固定資産合計	78,330,400	78,375,949
無形固定資産		
のれん	4,965,870	5,026,384
ソフトウェア	6,898,862	6,924,225
その他	458,870	473,855
無形固定資産合計	12,323,603	12,424,466
投資その他の資産		
投資有価証券	14,821,118	15,861,167
その他	7,179,029	7,031,977
貸倒引当金	△157,971	△148,810
投資その他の資産合計	21,842,175	22,744,334
固定資産合計	112,496,180	113,544,751
繰延資産		
開業費	2,559	—
繰延資産合計	2,559	—
資産合計	165,455,173	168,850,827

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,526,721	8,701,224
短期借入金	24,476,353	23,983,466
1年内返済予定の長期借入金	7,221,085	7,233,004
1年内償還予定の社債	118,400	118,400
未払費用	7,289,615	5,854,856
未払法人税等	113,064	702,516
役員賞与引当金	39,033	146,105
工事損失引当金	※2 31,641	※2 122,328
その他	5,422,179	5,600,728
流動負債合計	51,238,095	52,462,630
固定負債		
社債	44,000	59,000
長期借入金	22,404,972	24,202,331
退職給付引当金	4,888,915	4,840,582
役員退職慰労引当金	391,364	460,992
資産除去債務	11,276	—
その他	3,481,932	3,527,634
固定負債合計	31,222,461	33,090,541
負債合計	82,460,556	85,553,171
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,200,289	26,200,289
資本剰余金	28,438,965	28,438,965
利益剰余金	34,750,001	34,598,277
自己株式	△8,101,104	△8,101,010
株主資本合計	81,288,151	81,136,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△106,553	262,753
繰延ヘッジ損益	△477	7,993
土地再評価差額金	△9,051,263	△9,051,263
為替換算調整勘定	86,465	△44,626
評価・換算差額等合計	△9,071,828	△8,825,142
新株予約権	105,000	95,886
少数株主持分	10,673,293	10,890,390
純資産合計	82,994,617	83,297,655
負債純資産合計	165,455,173	168,850,827

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	35,958,641	32,775,504
売上原価	28,124,819	25,428,016
売上総利益	7,833,821	7,347,487
販売費及び一般管理費	※1 7,768,148	※1 7,280,793
営業利益	65,672	66,694
営業外収益		
受取利息	2,196	2,622
受取配当金	40,790	27,105
持分法による投資利益	81,415	100,078
受取賃貸料	8,683	—
システムサービス解約収入	—	143,389
助成金収入	—	94,917
その他	82,752	46,963
営業外収益合計	215,838	415,076
営業外費用		
支払利息	215,262	211,364
システムサービス解約損失	—	137,029
為替差損	—	34,398
その他	26,078	15,546
営業外費用合計	241,341	398,339
経常利益	40,169	83,430
特別利益		
投資有価証券売却益	258,772	—
保険解約返戻金	—	1,251
特別利益合計	258,772	1,251
特別損失		
関係会社整理損	66,931	—
事務所移転費用	—	17,880
のれん償却額	8,746	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	11,008
特別損失合計	75,677	28,889
税金等調整前四半期純利益	223,263	55,793
法人税、住民税及び事業税	390,933	2,303
法人税等調整額	△342,415	△565,563
法人税等合計	48,517	△563,259
少数株主損益調整前四半期純利益	—	619,052
少数株主利益	115,338	130,410
四半期純利益	59,408	488,642

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	223,263	55,793
減価償却費	1,488,673	1,673,995
のれん償却額	284,183	296,125
支払利息	215,262	211,364
投資有価証券売却損益(△は益)	△258,772	—
売上債権の増減額(△は増加)	5,186,559	2,534,523
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,725,461	116,415
仕入債務の増減額(△は減少)	△976,958	△2,200,351
未払人件費の増減額(△は減少)	1,132,887	1,030,595
未払消費税等の増減額(△は減少)	△794,075	△411,998
工事損失引当金の増減額(△は減少)	515,289	△90,687
その他	△568,677	1,245,648
小計	4,722,173	4,461,425
利息及び配当金の受取額	59,619	99,481
利息の支払額	△138,999	△215,411
法人税等の支払額	△1,168,512	△619,790
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,474,280	3,725,706
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△627,646	△794,583
無形固定資産の取得による支出	△787,171	△821,184
有価証券の売却による収入	800,000	542
投資有価証券の取得による支出	△30,000	△20,839
投資有価証券の売却による収入	792,563	275,411
新規連結子会社の取得による支出	—	△275,411
その他	△52,962	△1,833
投資活動によるキャッシュ・フロー	94,783	△1,637,898
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	7,750,000	12,250,187
短期借入金の返済による支出	△26,055,900	△11,757,300
長期借入れによる収入	15,700,000	—
長期借入金の返済による支出	△421,000	△1,809,277
自己株式の取得による支出	△184	—
配当金の支払額	△402,155	△271,920
少数株主への配当金の支払額	△175,553	△362,699
その他	△73,339	△123,093
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,678,132	△2,074,103
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,356	4,593
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△95,712	18,297
現金及び現金同等物の期首残高	25,465,345	16,687,266
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	85,174
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 25,369,632	※1 16,790,738

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、非連結子会社でありました莎益博設計系統商貿(上海)有限公司におきまして、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、当社連結子会社であるWATERLOO MAPLE INC. が、Maplesoft Europe GmbH を新規設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社でありましたダイヤモンド富士ソフト(株)が会社分割により設立したアイデア・コンサルティング(株)の株式を取得し、子会社としたため、連結の範囲に含めております。</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、当社連結子会社であるサイバネットシステム(株)が同じく連結子会社である(株)ケイ・ジー・ティーを吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 21社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、当社持分法適用関連会社でありましたダイヤモンド富士ソフト(株)の株式を譲渡したため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、当社持分法適用関連会社でありました(株)FINEホールディングスの株式を譲渡したため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 5社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ832千円減少し、税金等調整前四半期純利益は11,841千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は11,276千円であります。</p> <p>(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	
2 前第1四半期連結累計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「助成金収入」は重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第1四半期連結累計期間の「営業外収益」に含まれる「助成金収入」は4,642千円であります。	
3 前第1四半期連結累計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「システムサービス解約損失」は重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第1四半期連結累計期間の「営業外費用」に含まれる「システムサービス解約損失」は5千円であります。	
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	
前第1四半期連結累計期間において独立掲記しておりました、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」(当第1四半期連結累計期間△94千円)は重要性が低くなったため、当第1四半期連結累計期間より「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
税金費用の計算	一部の連結子会社は、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※2 損失が見込まれる受注制作ソフトウェア開発に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれる受注制作ソフトウェア開発に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は仕掛品21,688千円であります。</p>	<p>1 偶発債務</p> <p>連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証をおこなっております。</p> <p>(株)高速屋 3,125千円</p> <p>※2 損失が見込まれる受注制作ソフトウェア開発に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれる受注制作ソフトウェア開発に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は仕掛品119,100千円であります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>従業員給料</td> <td>3,300,777千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>1,836千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>16,432千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>30,572千円</td> </tr> </table>	従業員給料	3,300,777千円	貸倒引当金繰入額	1,836千円	役員退職慰労引当金繰入額	16,432千円	役員賞与引当金繰入額	30,572千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>従業員給料</td> <td>3,380,528千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>21,128千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>18,660千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>22,177千円</td> </tr> </table>	従業員給料	3,380,528千円	貸倒引当金繰入額	21,128千円	役員退職慰労引当金繰入額	18,660千円	役員賞与引当金繰入額	22,177千円
従業員給料	3,300,777千円																
貸倒引当金繰入額	1,836千円																
役員退職慰労引当金繰入額	16,432千円																
役員賞与引当金繰入額	30,572千円																
従業員給料	3,380,528千円																
貸倒引当金繰入額	21,128千円																
役員退職慰労引当金繰入額	18,660千円																
役員賞与引当金繰入額	22,177千円																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																								
<p>※1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成21年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>25,258,264千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>395,334千円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>25,653,599千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△5,000千円</td> </tr> <tr> <td>MMFを除く有価証券</td> <td>△278,966千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>25,369,632千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	25,258,264千円	有価証券勘定	395,334千円	小計	25,653,599千円	預入期間が3か月を超える定期預金	△5,000千円	MMFを除く有価証券	△278,966千円	現金及び現金同等物	25,369,632千円	<p>※1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成22年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>16,844,507千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>308,885千円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>17,153,393千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△94,198千円</td> </tr> <tr> <td>MMFを除く有価証券</td> <td>△268,456千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>16,790,738千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	16,844,507千円	有価証券勘定	308,885千円	小計	17,153,393千円	預入期間が3か月を超える定期預金	△94,198千円	MMFを除く有価証券	△268,456千円	現金及び現金同等物	16,790,738千円
現金及び預金勘定	25,258,264千円																								
有価証券勘定	395,334千円																								
小計	25,653,599千円																								
預入期間が3か月を超える定期預金	△5,000千円																								
MMFを除く有価証券	△278,966千円																								
現金及び現金同等物	25,369,632千円																								
現金及び預金勘定	16,844,507千円																								
有価証券勘定	308,885千円																								
小計	17,153,393千円																								
預入期間が3か月を超える定期預金	△94,198千円																								
MMFを除く有価証券	△268,456千円																								
現金及び現金同等物	16,790,738千円																								

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	35,746,329

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	3,860,967

3 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高

会社名	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	105,000

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	318,862	10	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	ソフトウェア 開発関連事業 (千円)	アウトソーシ ング事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	28,442,775	6,468,775	1,047,090	35,958,641	—	35,958,641
(2)セグメント間の内 部売上高又は振替 高	—	112,831	304,741	417,572	(417,572)	—
計	28,442,775	6,581,606	1,351,831	36,376,213	(417,572)	35,958,641
営業利益又は 営業損失(△)	△414,453	100,676	379,415	65,639	33	65,672

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) ソフトウェア開発関連事業

通信制御系、機械制御系、基本ソフト系等に関する受託ソフトウェア開発、各業種で使用する業務用アプリケーションの受託ソフトウェア開発、品質評価及び管理支援、コンサルティング、プロダクト開発販売、パーソナルコンピュータ関連機器の設計・製造・販売等

(2) アウトソーシング事業

システム保守・運用サービス、データエントリー及びヘルプデスクサービス等

(3) その他の事業

不動産賃貸業・人材派遣業等

3 会計処理の方法の変更

(1) 当第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準第15号)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準適用指針第18号)を適用しております。これにより、ソフトウェア開発関連事業の売上高は382,112千円増加し、営業利益は54,202千円増加しております。

(2) 当第1四半期連結会計期間より「その他の事業」区分に不動産賃貸業を追加しております。この結果、従来の方法と比較してその他の事業の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高控除前)は764,074千円増加し、営業利益が370,651千円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別の事業単位から構成されており、「S I（システムインテグレーション）事業」及び「ファシリティ事業」の2つの報告セグメントとしております。

・「S I（システムインテグレーション）事業」

通信制御系、機械制御系、基本ソフト系等に関する受託ソフトウェア開発、各業種で使用する業務用アプリケーションの受託ソフトウェア開発、品質評価及び管理支援、コンサルティング、プロダクト開発販売、パーソナルコンピュータ関連機器の設計・製造・販売、システム保守・運用サービス等全般を行っております。

・「ファシリティ事業」

当社及び一部の連結子会社が所有しているオフィスビルの賃貸を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額
	S I 事業	ファシリティ事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	30,202,233	550,828	30,753,061	2,022,443	32,775,504	—	32,775,504
セグメント間の内部売上高又は振替高	6,709	223,312	230,021	280,097	510,119	(510,119)	—
計	30,208,942	774,140	30,983,083	2,302,541	33,285,624	(510,119)	32,775,504
セグメント利益又は損失 (△)	△93,350	195,833	102,483	△35,770	66,713	(18)	66,694

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、データエントリー事業及びコンタクトセンター事業、人材派遣業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△18千円には、セグメント間取引消去△18千円が含まれております。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,264円87銭	1株当たり純資産額	2,267円85銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	82,994,617	83,297,655
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	72,216,323	72,311,379
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	10,778,293	10,986,276
新株予約権(千円)	(105,000)	(95,886)
少数株主持分(千円)	(10,673,293)	(10,890,390)
普通株式の発行済株式数(千株)	35,746	35,746
普通株式の自己株式数(千株)	3,860	3,860
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	31,885	31,885

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1円86銭	1株当たり四半期純利益金額	15円32銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	－円－銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	－円－銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期連結損益計算上の四半期純利益(千円)	59,408	488,642
普通株式に係る四半期純利益(千円)	59,408	488,642
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式の期中平均株式数(千株)	31,886	31,885

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年5月12日開催の取締役会において、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

①配当金の総額	318,862千円
②1株当たりの金額	10円
③支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年6月29日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8 月 5 日

富士ソフト株式会社
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 原 鉄 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士ソフト株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士ソフト株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は不動産賃貸の収益及び費用について、当第1四半期連結会計期間より計上区分を変更している。
3. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社の連結子会社であるサイバネットシステム株式会社は、平成21年7月31日開催の取締役会において、同社が100%出資する特別目的会社を通じ、株式取得により、WATERLOO MAPLE INC. を子会社化することを決議し、同日に基本合意書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月6日

富士ソフト株式会社

取締役会 御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴谷 哲朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士ソフト株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士ソフト株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

セグメント情報の追加情報に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【会社名】	富士ソフト株式会社
【英訳名】	FUJI SOFT INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白石晴久
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 坂下智保
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 白石晴久 及び常務取締役 坂下智保 は、当社の第41期第1四半期(自 平成 22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。